

令和6年1月10日

雲仙市訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、雲仙市の政策・方針決定過程への女性の参画促進の一環として各分野で活躍している女性に関する情報を収集し、雲仙市女性人材リスト（以下「人材リスト」という。）を作成し、及び活用することにより、市における各種審議会委員、研修会の講師等への女性の登用促進及び男女共同参画の視点に立った各種施策の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 人材リストの登録の対象となる者は、18歳以上の女性であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表に掲げる活動分野において専門知識を有する者又は活動実績のある者
- (2) 勤務先又は各種団体で社会活動又はボランティア活動に従事している者
- (3) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者

(登録方法)

第3条 人材リストへの登録を希望する者又は推薦により他の者を登録しようとする者は、雲仙市女性人材リスト登録票（様式第1号）を市長に提出するものとする。この場合において、推薦しようとする者は、登録しようとする者の承諾を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による登録票の提出があったときは、登録することが適当と認められた者を人材リストへ登録するものとする。

(人材リストの活用)

第4条 人材リストは、市の機関（市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。）が実施する業務において、次に掲げる目的に利用するものとする。

- (1) 各種審議会委員等の人選
- (2) 各種講座又は講演会の講師等の選定
- (3) 男女共同参画を推進する事業の実施
- (4) 市の事業や各種イベントへの参加についての案内

(管理者)

第5条 市長は、人材リストの適切な管理及び運用を行うために雲仙市女性人材リスト管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、雲仙市男女共同参画センター所長をもって充てる。

(情報の管理)

第6条 職員（第8条の規定により人材リストの提供を受けた者を含む。）は、人材リストに登録された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令（市の条例、規則等を含む。）に基づき管理するものとする。

2 管理者は、人材リストの登録の内容に変更、訂正、削除等（以下この項において「変更等」という。）を行う必要が生じた場合は、登録された者（以下「登録者」という。）の申出又は職権により変更等を行い、正確かつ最新の情報に更新するよう努めるものとする。

雲仙市女性人材リスト事業実施要領

(登録の取消し)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により登録したことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録を不相当と認めるとき。

(人材リストの提供)

第8条 職員が第4条各号の目的のために人材リストを利用するときは、雲仙市女性人材リスト情報提供依頼書(様式第2号)により、人材リストの情報の提供を求めることができる。

2 管理者は、前項に規定する依頼があった場合は、雲仙市女性人材リスト情報提供書(様式第3号)により人材リストについて必要な情報を提供する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

	分野	活動例
1	地域活動・団体活動	まちづくり、ボランティア、地域交流、国際交流等
2	子育て・教育	子育て支援、青少年育成、学校教育、社会教育、家庭教育、子ども会、食育等
3	福祉	障害者福祉、高齢者福祉、介護、介護予防、児童・母子に関する福祉等
4	保健・医療	健康づくり、医学、看護、薬学、病気予防等
5	環境	環境保全、リサイクル、温暖化対策等
6	法律・行政	政治、地方自治、地方行政、法律、議会等
7	建築・土木・都市計画・防災・地域安全	建築・土木、都市計画、都市開発、防災、交通安全等
8	経済・産業・科学	商業、経済、金融、財政、会計、税務、統計、企業経営、観光、サービス、広告・宣伝、マーケティング、物理、化学、地学、生物学、科学技術、情報通信、工学等
9	農林水産	農業、林業、漁業、水産業等
10	文化・芸術・歴史	芸術、美術、文芸、工芸、写真、音楽、演劇、映像・映画、語学、歴史、地理、郷土誌、民俗学、民話等
11	スポーツ・レクリエーション	体操、各種競技、野外活動、レクリエーション、体力づくり等
12	人権・男女共同参画	人権擁護、更生保護、男女共同参画、女性参画促進等
13	その他	